

<学校感染症一覧表>

もしかかったら・・・

学校をおやすみしてください。

下記の一覧にあげた病気は「学校感染症」です。かかったら学校に届けを出し、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。これは法律で定められた『出席停止』で、欠席あつかいになりません。

第2種学校感染症 (医師が認めた場合はこの限りではない) 令和5年5月8日改正

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん (3日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

第3種学校感染症

病名	出席停止期間の基準
流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	
その他の感染症 (※下記) 『出席停止』が必要となる場合もある感染症	条件によっては出席停止の扱いにならない場合もありますが、医師の指示に従って、出席をしてください。

※その他の感染症

・溶連菌感染症 (猩紅熱)	・ウイルス性肝炎
・手足口病	・感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) (ノロ・ロタなど)
・ヘルパンギーナ	・マイコプラズマ感染症
・伝染性紅斑 (りんご病)	

第1種学校感染症 治療するまで出席停止とする

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、痘そう、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る)、中東呼吸器症候群 (MERSコロナウイルスに限る)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症

治癒報告書

の提出をお願いします。

枚方市立菅原小学校

年 組 児童名

- (病 名)
1. 麻疹
 2. 水痘
 3. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
 4. 風しん
 5. インフルエンザ
 6. 新型コロナウイルス感染症
 7. その他（ ）

*該当するものに、○印をつけてください。

(病院または、医院名) _____

(出席停止) 令和 年 月 日 ()

~ _____ 月 日 ()

上記の感染症が治癒しましたので報告します。

令和 年 月 日

保護者名 _____

★十分休養し、体の調子が回復してから登校してください。医師の診察を受けて、登校の許可を得てから、上の治癒報告書を提出してください。

★病医院で書いてもらうと有料の場合もありますので、保護者の方がお書きください。